

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 松浦 綾子

機能的領域別の制度化が基盤となる国際行政においては、各領域がどのように重複し、領域間関係がどのように制度化され、運用されるのか、また、そのような領域間関係が、関与する様々な主体のどのような動機に基づいて展開し、どのように調整されるのかというのは重要な課題である。本論文は、国際保健領域と安全保障領域というかなり性格の異なる2つの領域間の交錯に関する事例研究を通して、国際行政における領域間の重複の性格や制度化のあり方、関与する主体の動機、重複後の調整の在り方について、特に政策実施の局面に着目しつつ分析することを目的としている。

以下、内容の要旨を紹介する。

第1章及び第2章においては、関連分野における先行研究を検討した上で、本論文の分析視角を提示する。関連先行研究のうち、セキュリタイゼーション論においては、アジェンダ設定の局面において、関係する主体が一定の対象領域を安全保障の課題であると重複的に位置づけることによって、当該対象領域に対する政治的注目度・優先順位を高めるという動機・活動に分析の焦点が当てられている。一方、レジーム・コンプレックス論においては、各国や各国際機関といった関係する主体が、重複する異なったレジームから自らが関与するレジームを選択することにより、自己のより大きな管轄範囲や影響力を確保しようとするという動機・活動に分析の焦点が当てられている。このような関連先行研究に対して、本論文は、各領域における政策実施の局面において、各領域の関係主体が政策実施の強化のために領域間の重複を活用するという動機・活動に焦点を当てることとする。また、レジーム・コンプレックス論においては、各領域間関係における自生的秩序形成を重視するのに対して、本論文は、行政学における行政機関間調整論や、人道支援領域と安全保障領域との間の協力と緊張の分析を踏まえて、各領域間のディレンマを内包する情報共有に関する調整メカニズムに焦点を当てることとする。

続いて、第3章から第6章において、事例分析を行う。第3章では、歴史的に、国際保健領域と安全保障領域において、相互に独立性を高めてきたプロセスが分析される。18世紀後半までは国境防衛と検疫は深く結びついてきたが、貿易における非関税障壁の排除要請や公衆衛生上の知識の確立を通して、伝統的な安全保障とは対置される形で国際保健に関する国際的な協力枠組みが形成された。

第4章・第5章では、このように相互に独立性の高かった国際保健領域と安全保障領域において、情報収集対象や政策実施の局面で、一定の重複が活用されるに至るプロセスが分析される。国際保健領域では、世界保健機関(World Health Organization: WHO)によって、感染症情報収集のための国際規則である国際保健規則(International Health Regulation: IHR)が2005年に大幅に改正された。従来、3つの伝染病に限られていた報告対象が拡大され、「公衆衛生上の危機事態」

を構成すれば、その起源が自然発生かテロ等の故意かを問わず報告義務を課すオールハザード・アプローチが採用された。改正前の IHR は加盟各国からの感染症発生に関する自主的報告を義務付けていたが、経済的影響への懸念や能力上の問題から報告の遅れが発生していた。そこで、WHO はサーベイランス・ネットワークの強化を行い、報告対象を自然発生によるもの及び故意によるものを含むように拡大するとともに、感染症の発生報告主体も国に限定せず、専門家や NGO 等から幅広く情報収集することとした。また、このような改正 IHR を運用面で支える仕組みとして WHO が構築したサーベイランス・ネットワーク同士のネットワークの中には、DoD (Department of Defense) - GEIS (Global Emerging Infectious Surveillance and Response System) と呼ばれる米軍のネットワークも含まれていた。このように、軍事機関とのネットワークを活用した情報収集が感染症の早期探知や対策に貢献することとなった。

一方、安全保障領域における生物兵器禁止条約 (Biological Weapons Convention: BWC) 体制においても、WHO の監視能力について期待が高まっていた。1990 年代半ばより、履行確保手段に乏しい BWC 体制では改革が志向されるようになり、その中で WHO を中心とする国際的な公衆衛生上の感染症サーベイランス・ネットワークの強化及びその能力への期待が明示的に示されるようになった。

第 6 章では、このように展開してきた各領域間の重複が、どのように調整されてきたのかが分析される。安全保障領域における関係主体と国際保健領域における関係主体は、各々の政策実施機能を強化するという目的遂行のために、相互に情報を共有する動機を有し、実際に情報を共有してきた。しかし、とりわけ WHO を始めとする国際保健領域の主体は、安全保障領域との関連付けられることにより、人道的援助機関としての中立性・独立性が阻害される可能性があるという懸念も示してきた。このような懸念・ディレンマに直面しながら、国際保健領域と安全保障領域の協力関係を工夫した事例として、2013 年シリアにおける生物兵器使用疑いに関する国連調査団についての試みがある。国際保健領域の WHO と安全保障領域の国連軍縮部 (UN Office for Disarmament Affairs: UNODA) は、それぞれの目的達成のため、独立に情報を収集していたが、国連調査団における調査行動では、調査団に WHO 出身者も含めた複数機関の出身者を当て、合同で活動を行った。ただし、そこでは、中立性・独立性阻害の懸念・ディレンマへの対応として、厳密な情報管理および WHO といった元々の所属機関からの参加者の一定の遮断が行われた。その結果、複数領域間のシナジー効果と、WHO の人道的援助機関としての中立性・独立性の保持が、限定的な範囲においてではあるが両立した。

第 7 章では、以上の分析を基礎に、本論文の分析視角に即して事例研究からの結論が整理される。第 1 に、国際保健領域と安全保障領域の間では、政策実施を強化するために、重複が活用されてきた。確かに、国際保健領域における関係主体が同領域も安全保障の問題であるとアジェンダ設定することによって、より多くの政治的資源を獲得しようとした場面もないことはなかったが、これは極めて限られていた。第 2 に、各々の領域における関係主体は、各領域における政策実施を強化するという独自の動機により、重複を活用した情報共有を試みた。国際保健領域では、感染症に関するサーベイランスの強化のために領域を超えた専門家間の情報網のネットワーク化や多

様化が行われ、安全保障領域では、テロを含む脅威の態様や内容の変化への対応のために領域を超えた組織連携が試みられた。このような重複を活用する動機は、関係主体の管轄範囲や影響力拡大ではなかった。第3に、このような領域を超えた協力は、自生的に発達したものではなく、意識的な工夫の成果であった。特に、WHO といった国際保健領域の人道的援助主体は、中立性・独立性の確保に苦慮し、ディレンマに対応するために、国連調査団に参加するとともに、参加者の出身組織からの一定の隔離やそれに伴う情報の限定的秘匿といった工夫を行った。

本論文の長所としては、以下の点をあげることができる。

第1に、機能的領域別の制度化が基盤となる国際行政において、国際保健領域と安全保障領域というかなり異なった領域間における情報共有が、関与する様々な主体のどのような動機に基づいて展開し、どのように調整されるのかという現象について、興味深い事例研究を行った点をあげることができる。これは、発生源が自然発生かテロ等の故意かを問わず、幅広い情報源から感染症発生の報告を求めるというオールハザード・アプローチを採用する2005年改正国際保健規則 (IHR) の策定という国際保健行政の転換点の歴史的経緯を明らかにするものでもある。また、特に、必ずしも公式的ではない軍事的機関を含む専門家間のネットワークの構築がこのプロセスにおいて果たした役割を指摘した点も重要である。

第2に、このような異なった領域間での情報共有という領域間の重複メカニズムについて、政策実施局面において各領域の関係主体が各領域の政策実施の強化を目的として行ったものであるとして、行政学的観点から理論的に位置づけた点があげられる。従来、国際政治学における関連研究において、関係主体が、アジェンダ設定段階における政治的注目を求める活動や、管轄範囲や影響力を確保するための活動として、領域間での重複の活用が論じられることはあったが、本論文は、これらとは異なる地味ではあるが新たな観点を示すものであった。また、このような情報共有には、政策実施強化という利点があるとともに、一方の領域の中立性・独立性の確保といった観点からは懸念もあり、ディレンマを伴うものであることも明らかにした。

第3に、本論文の事例研究は、各国政府や国際組織その他の関係資料を幅広くかつ丹念に分析したものであった。理科系の国際保健、グローバルヘルスの専門的文献や実務的な安全保障の文献についても幅広く収集し、検討している。また、世界保健機関 (WHO)、アメリカ政府等の各国政府、国連関係機関、シンクタンクの実務的当事者について、幅広く31件のインタビューを行い、分析に活用している。

しかし、本論文にも欠点がないわけではない。

第1に、関連分野である国際政治学におけるレジーム論等の理論的整理に関して、緻密さに欠ける部分がある。それを反映して、分析においても、組織レベルの議論と非公式な制度・手続きレベルの議論等がやや整理されていない部分がある。

第2に、本論文は、国際保健領域と安全保障領域との情報共有を具体的な分析対象にしているが、ここでの結論にどこまで一般性があるのかについての検討は十分にはなされて

いない。宇宙分野における宇宙ゴミの管理という民生領域と安全保障領域との情報共有とその課題、あるいは、国内行政における事故調査領域と犯罪捜査領域の情報共有とその課題との類似性に関する一定の分析は行われているが、限定的である。

第 3 に、5つの補論の位置づけが明確ではなく、また、若干、全体の論旨の展開が追いつらい部分もある。

このような短所があるものの、これらは本論文の価値を損なうものではなく、これらは今後のさらなる研究の展開可能性を示しているものであると思われる。以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。